

事業所規模別表章に関する標準的な考え方

令和4年6月20日

総務省政策統括官（統計制度担当）決定

1. 背景と目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）においては、「年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る」こととされ、一方で、「表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する」とされている。

第Ⅲ期基本計画の趣旨を踏まえ、この考え方は、公的統計の調査結果の利用者に対する利便性の向上を図る観点から、公的統計の結果を事業所規模別に表章する際の標準的な方向性を示すものである。

2. 現状

現在、我が国における公的統計の調査結果を事業所規模別に表章する際の区分については、公的統計の各作成機関が調査の目的に応じそれぞれ設定している状況である。

事業所規模を示す指標としては従業者数や売上高等があるが、公的統計において一般的に多く用いられている指標は従業者数である。

具体的に、従業者数からみた事業所規模別の表章の現状を概観してみると、従業者数の階級幅、階級区分、各々の階級の開始規模と終了規模は区々となっている。特に階級幅と階級区分については、99人以下を5つ又は6つの区分で分ける場合が多く、また、100人以上の区分がある場合には、上位の階級幅がその下位の階級幅の概ね倍程度の人数となっていることが多い傾向にあり、さらに300人以上の階級区分を含むか否かで大別されることが多い。

3. 事業所規模別表章の標準的な考え方

公的統計の調査結果を事業所規模別に表章する際の標準化に当たっては、各公的統計の現状やその作成目的等に留意しつつ、統計間の比較可能性や再集計機能

の向上を図ることが必要である。

このため、公的統計の調査結果を従業者数からみた事業所規模別表章に関しては、以下を標準的な考え方としてその利用者に対する利便性の向上に努めることとする。

- (1) この考え方の適用対象は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第3項に規定する「公的統計」とし、主な統計表（例えば、総括集計表、横断的集計表、全国表、年次表など）を中心に適用することとする。ただし、公的統計のうち、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計への適応は任意とする。
- (2) 公的統計の調査結果を事業所規模別に表章する場合は、可能な限り以下の階級幅と階級区分によるものとする。

	階級幅		
	人以上		人以下
階級区分	1	～	4
	5	～	9
	10	～	19
	20	～	29
	30	～	49
	50	～	99

	階級幅		
	人以上		人以下
階級区分	100	～	199
	200	～	299
	300	～	499
	500	～	999
	1,000	～	1,999
	2,000	～	4,999
	5,000	～	

- (3) 上記(2)による表章に関連して、公的統計の各作成機関において、公的統計の現状やその作成目的等を考慮し、必要に応じて以下のように適用することは差し支えない。

- ① 上記(2)で示した表章区分を細分又は統合して表章すること。
- ② 事業所規模別表章の開始規模や終了規模を統計目的等に応じて随意に設定すること。

- (4) 公的統計の各作成機関において、上記の(2)～(3)による表章が公的統計の作成目的等に照らして相応しくないとして扱う必要がある場合には、統計間の比較可能性、再集計機能の向上、調査結果の利用者への利便性の向上等を考慮した上で、上述以外の表章を随意に設定して差し支えない。

4. フォローアップの実施

総務省政策統括官（統計制度担当）は、この考え方の適用の推進を図る観点から以下を実施する。

- (1) 第Ⅲ期基本計画の次期基本計画の終了年度である令和9年度までに、この考え方の適用状況を把握し、その結果を公表する。
- (2) 上記(1)により把握した状況等を踏まえ、必要に応じてこの考え方を見直す。

附 則

この考え方は、令和4年6月30日から施行する。